

大阪・光の饗宴 2020

バナー広告製作及び設置・撤去業務委託（概算契約）仕様書

1 目的

大阪・光の饗宴 2020 の協賛企業の広告及びイベント開催の一体感や PR を目的として、道路灯へバナー広告を掲揚する。（主催：大阪・光の饗宴実行委員会）

2 業務委託期間

契約締結日～令和3年1月29日

3 履行場所（バナー設置場所）

御堂筋（阪神前交差点周辺～難波西口交差点周辺）

中之島通（中之島 2～中之島 5）

土佐堀通（天満橋京町～北浜 3）

梅田エリア（GFO 周辺、茶屋町～角田町、阪急本社ビル周辺、JR 大阪駅周辺）

難波エリア

天王寺エリア（天王寺 MIO 前（悲田院町）、近鉄百貨店軒下）

みおつくしプロムナード

4 バナー仕様

仕 様	厚み 0.47mm 遮光ターポリン
	両面インクジェット印刷
	ハトメ・縫製仕上げ
	（詳細は 参考資料 2 バナー仕様書 参照）
取付方法	高所作業車 及び 梯子にて取付
取付枚数	264 枚（528 面） ※製作予定枚数及び内訳については参考資料 1-1 設置予定場所等一覧を参照

5 業務内容

【設置準備】

（1）上記 3 のバナー設置場所（道路灯）について、設置可能な場所であるか現地調査を行うこと。その際に道路灯が存在しない等設置できない場合は発注者まで連絡し調整すること。

【製作等】

（2）バナーの製作を行うこと。

- ・発注者から提供する協賛企業及びイベントロゴデータでバナーデザイン（イメージ）を製作すること。
- ・上記 4 によるバナーを製作すること。（印刷の指示については、発注者から行う。）

【設置・撤去作業】

- (3) バナー設置にかかる金具は発注者より貸与する。(金具は発注者の指定する場所に引き取りに行くこと。撤去後は、発注者の指定する場所に収納すること。)

【指定場所】

- ・大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 (大阪市福島区野田 1-1-86)
 - ・京阪天満橋ビル本館 (大阪市中央区大手前 1-7-24)
- (4) バナーの掲揚期間は以下のとおりとする。設置作業日については、発注者と調整して決定すること。期間終了後は適宜撤去すること。ただし、御堂筋については12月2日0時～6時に設置し、1月1日0時～6時に撤去すること。

掲揚期間

御堂筋以外 令和2年11月1日～12月31日

御堂筋 令和2年12月2日～12月31日

※ただし、今後、他のイベント等のバナーが掲揚される可能性があるが、その場合は撤去後の付け替えとする。付け替えの日程については、発注者と調整すること。

- (5) バナーの設置・撤去作業は原則夜間(0時～6時)の作業とする。(民間敷地内は管理者と協議のうえ設置・撤去を行うこと。)
- (6) バナーの設置・撤去作業を終えた場合は、それぞれについて適宜発注者へ報告すること。

6 その他

- (1) 道路灯への設置については、道路占用(大阪市建設局)及び道路使用(警察)の許可によるため、指示等があった場合は、それに従うこと。また、暴風警報等で撤去を求められた場合は速やかに撤去すること。

- (2) バナーの製作枚数及び内訳は協賛件数等により変動する可能性があるため、概算であり、契約締結後に枚数等が増減する場合がある。

受注者は契約締結時に本仕様書別紙業務委託料内訳書(概算契約 精算用)を発注者へ提出すること。

バナー製作枚数及び内訳に変動があった場合、次の考え方にに基づき、契約代金の確定を行う。

なお、契約代金の確定は、発注者が履行完了を確認した後に行う。

- ①バナー製作費については、製作予定枚数と実製作枚数との差に、契約締結時に発注者へ提示した単価を乗じて変更額を算出する。
- ②取付・撤去作業に係る費用については、製作予定枚数と実製作枚数との差により生じた人工等の増減に基づき、発注者及び受注者双方の合意により変更額を決定する。

- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議すること。

7 担 当（発注者）

大阪・光の饗宴実行委員会

事務局：大阪市経済戦略局観光部観光課（まち魅力） 内町・林・新庄

住 所：大阪市福島区野田 1-1-86 大阪中央卸売市場本場業務管理棟 12 階

TEL：06-6469-5166 FAX：06-6469-3896